

令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務 受託事業者募集要項

1 目的

本要項は、「令和8年度 奈良県観光地域づくりマーケティング業務」を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務

(2) 目的

県内各地域にフォーカスした観光地域づくりマーケティングの取組を実践することで、観光の産業化による「経済の持続的・飛躍的發展」と「地域の活性化・課題解決」につなげることを目的とする。

なお、この要項において「観光地域づくりマーケティング」とは、自地域を初めて訪れる人や、繰り返し訪問する人（リピーター）、ひいては地域のファン（関係人口）を増やし、地域の経済効果や住民満足度を向上させる好循環を構築するための仕組みづくりのことをいう。

(3) 委託内容

次に掲げる業務を実施する。

- ① エリアマーケティング業務
- ② メディアマーケティング業務
- ③ K P I モニタリング業務

※詳細は別紙「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

(5) 委託料上限額

21,450,000円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(6) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

3 提案者の参加資格

(1) 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、次の①から⑬のすべての要件を満たしている者であること。共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が次の①から⑬の要件を満たすとともに、共同企業体のうち代表企業が⑫の要件を、代表企業を含む構成企業のいずれかが⑬の要件を満たしている者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。

- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法による再生手続開始決定または会社更生法による更生手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑤ 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q 4 検査・分析・調査業務」に登録をしている者であること。
- ⑬ この公告に係る契約締結年度を除き過去 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間）に、国、地方公共団体から観光にかかる「調査・研究業務」「広報ツール作成業務」「情報発信業務」「イベント業務」「観光コンテンツ造成業務」を 2 つ以上含む業務を受注・履行した者であること。

(2) 共同事業体の参加にかかる留意点

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ① 必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ② 業務の履行形態に応じた【様式 7】共同企業体協定書を 4（1）に示す担当課に提出すること。
- ③ 1 事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。
- ④ 参加表明後に代表者及び構成員を変更することはできない。
- ⑤ 参加表明については、【様式 1】参加申込書を使用し、共同企業体の代表企業が提出すること。

(3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 上記 3（1）に示す参加資格要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- ③ 複数の企画提案書等を提出したとき。
- ④ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ⑤ 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

- ⑥ 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑦ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- ⑧ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ⑨ その他不正な行為があったとき。

4 手続き等

(1) 担当課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県観光局地域観光課 観光地域づくり推進係
電 話：0742-27-8553
F A X：0742-27-3510
電子メール：kanko@office.pref.nara.lg.jp

(2) 募集要項及び仕様書の配布

令和8年6月23日（火）から令和8年7月6日（月）午後5時までの間に、4（1）に示す担当課またはインターネットの「奈良県観光局地域観光課ホームページ」にて配布する。

ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。

※郵送による配布は行わない。

※本件に係る説明会は実施しない。

(3) 仕様書等に関する質問

① 質問方法

【様式8】質問票により、4（1）に示す担当課あてに電子メールにて提出すること。送付後は必ず電話にて確認の連絡をすること。来訪または電話など口頭での質問は受け付けない。

※電子メール送付する際、件名を「令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務の質問票の送付」とすること。

② 受付期間

令和8年7月6日（月）午後5時まで

③ 回答方法

質問に対する回答は、質問の要旨と合わせて奈良県観光局地域観光課ホームページにて随時公表する。なお、質問者名の公表及び個別の回答は行わない。

(4) 参加申込

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり期限までに書類を提出すること。

① 提出期限

令和8年7月6日（月）午後5時まで

② 提出先

4（1）に示す担当課

③ 提出方法

4（1）に示す担当課へ持参または郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒には「参加申込書在中」と朱書きすること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間は除く）までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達記録が確認できる方法によることとし、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

④ 提出書類

次のア) からウ) に示す書類を各 1 部提出すること。

なお、共同企業体による参加の場合は、エ) からカ) に示す書類も合わせて、代表企業が提出すること。

ア) 【様式 1】参加申込書

イ) 【様式 2】事業者概要書

※共同企業体による参加の場合は、構成する全ての団体について記載の上、提出すること。

ウ) 【様式 3】業務受注実績

※ 3 (1) ⑬に示す業務の実績を記載し、必ず契約書の写し等を添付の上、提出すること。

※共同企業体による参加の場合は、該当する構成企業について記載の上、提出すること

エ) 【様式 5】共同企業体委任状

オ) 【様式 6】共同企業体一覧

カ) 【様式 7】共同企業体協定書

⑤ その他

参加申込書の提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合は、速やかに 4 (1) の担当課へ連絡の上、令和 8 年 7 月 17 日 (金) 正午までに、参加辞退届 (任意様式) を持参または郵送により提出すること。

(5) 企画提案

公募型プロポーザルに参加する者は、次のとおり期限までに書類を提出すること。

① 提出期限

令和 8 年 7 月 17 日 (金) 正午まで

② 提出先

4 (1) に示す担当課

③ 提出方法

4 (1) に示す担当課へ持参または郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒には「企画提案書在中」と朱書きすること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 (正午から午後 1 時までの間は除く) までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達記録が確認できる方法によることとし、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、期限までに提出がなかったときは失格とする。

④ 提出書類

次のア) からウ) に示す書類を各 9 部 (正本 1 部、副本 8 部) 提出すること。

副本には、提案者を特定しうるような情報 (社名や一般的に広く認知されている提案者が提供するサービス名、従事者の氏名及び写真等) の記載や用紙の使用は行わないこと。

ア) 【様式 4】企画提案提出書

イ) 【任意様式】企画提案書

※仕様書及び 4 (5) ⑤に示す留意事項を十分に確認の上、作成すること。

※A 4 片面 (必要に応じ A 3 折り込みも可) とし、表紙を除き 20 枚以内とすること。

※閲覧性に配慮し、ページ番号を付すこと。

ウ) 【任意様式】見積書

※宛先は「奈良県知事」とすること。また、見積もりに当たっては、一式計上ではなく、第三者による客観的な判断が可能な積み上げ方式 (各項目の単価が判断できる内容) とすること。

※委託上限額を超えないこと。

⑤ 企画提案書の作成にかかる留意事項

企画提案書の作成に当たっては、仕様書及び5（1）①に示す審査基準の内容を踏まえ、以下の各項目について、提案内容、実施方法、実施体制、工程及び期待される成果が具体的にわかるよう記載すること。

また、提案に当たっては、県及び地域関係者との連携、事業の実現可能性、成果の継続的活用に配慮するとともに、各業務の趣旨及び要求水準を満たす内容とすること。

■業務実施方針

- ・本業務の目的を踏まえ、3エリアの観光地域づくりマーケティングをどのような考え方で進めるのか、全体方針を示すこと。
- ・エリアマーケティング、メディアマーケティング、KPI モニタリングの各業務をどのように連動させ、成果につなげるかを示すこと。
- ・地域の経済効果、地域活性化、課題解決、来訪者や関係人口の拡大等につながる視点を盛り込むこと。
- ・単なる作業内容の列挙ではなく、3エリアの特性を踏まえた課題設定と、提案全体の方向性がわかる内容とすること。

■業務実施体制・スケジュール

- ・業務責任者、担当者、役割分担、県及び地域関係者との連携方法を明示の上、実施体制が適切に機能することを示すこと。
- ・月2回以上の県とのミーティング及び月平均4回以上の現地訪問・視察を行える実施体制を前提に、実施スケジュールを具体的に示すこと。
- ・契約締結日から令和9年3月26日までの実施期間を踏まえ、各業務の実施時期、工程、成果物提出時期がわかるようにスケジュールを記載すること。
- ・個人情報の取扱い、知的財産権への配慮、成果物及びデータの管理方法についても記載すること。

■山の辺の道及び周辺地域におけるエリアマーケティング業務の内容

- ・奈良公園周辺と飛鳥周辺をつなぐ観光エリアとして、導線整備と情報発信をどのように行うか具体的に記載すること。
- ・ルート情報等の調査・追加については、1本以上のルート情報及び30個以上のエリア情報を調査・追加し、既存内容の改善を含め、セルフガイドツアーにも利用できるようにWebサイトを改修する計画とすること。
- ・モデルコース及びモデル旅程は、それぞれ1本以上を企画・造成することを前提に、想定ターゲット、行程、訴求ポイントを示すこと。
- ・トラベルムービーは、1本以上を企画・制作することを前提に、動画の目的、活用方法、訴求ポイントまで記載すること。

■国道309号沿線及び周辺地域におけるエリアマーケティング業務の内容

- ・観光マーケットに訴求するためのエリアブランディングの考え方を示すこと。
- ・地域の特性、歴史文化、自然、食、精神性等を調査・整理し、観光マーケットに訴求可能なエリアブランドとしてどのように編集するかを具体的に記載すること。
- ・エリアブランディング素材を活用した体験コンテンツ等の具現化に向けた試行的取組については、地域事業者等による商品化を想定したテストマーケティングを含めること。
- ・エリア外からの流入流出経路を踏まえた移動・滞在ルートの企画・設計について、想定するルート設定の考え方、滞在促進の工夫を記載すること。
- ・地理的条件や滞在条件を踏まえ、実際の送客や周遊・宿泊誘導につながる提案とすること。

■国道168号沿線及び周辺地域におけるエリアマーケティング業務の内容

- ・観光マーケットに訴求するためのエリアブランディングの考え方を示すこと。
- ・地域の特性、歴史文化、自然、食、精神性等を調査・整理し、観光マーケットに訴求可能なエリアブランドとしてどのように編集するかを具体的に記載すること。
- ・エリアブランディング素材を活用した体験コンテンツ等の具現化に向けた試行的取組については、地域事業者等による商品化を想定したテストマーケティングを含めること。
- ・エリア外の周辺観光地との接続を踏まえた移動・滞在ルートの企画・設計について、想定するルート設定の考え方、滞在促進の工夫を記載すること。
- ・地理的条件や滞在条件を踏まえ、実際の送客や周遊・宿泊誘導につながる提案とすること。

■メディアマーケティング業務の内容

- ・3エリアについて、観光地としての認知拡大及び需要喚起につながるメディア戦略を具体的に示すこと。
- ・国内外メディアへのメディアリレーション活動、AI検索環境等を踏まえたデジタル記事の制作・掲載・取材誘致、観光地のメディア露出状況調査について、実施方法を明確にすること。
- ・メディアリレーション活動については、メディアアプローチ数20社(者)以上、メディア招聘数5社(者)以上、メディア露出数5本以上の達成が見込める内容とすること。
- ・メディア招聘・現地取材支援を含め、第三者評価によるパブリシティ獲得を重視した提案とすること。
- ・3エリア内の任意の観光地のみを対象とすることも可能であるため、重点対象を明確にしたうえで提案すること。

■KPI モニタリング業務の内容

- ・エリアマーケティング業務及びメディアマーケティング業務の成果を、定量的・定性的に把握するためのKPI設計の考え方を示すこと。
- ・KPIは、各業務の成果を過度に単純化するものではなく、エリア特性や地域の実情を踏まえた定性評価と組み合わせて運用することを前提に提案すること。
- ・県及び地域関係者が継続的に活用しうる評価・管理フレームとして、どのような指標を設定し、どのように運用・更新するのかを具体的に記載すること。
- ・KPIの主要指標について、簡易なダッシュボードまたは定型レポート形式の作成イメージを含め、定期更新の方法まで示すこと。
- ・データ収集、分析、評価の流れを明確にし、事業終了後も活用可能な汎用性のある設計とすること。

5 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

- ① 提出された企画提案書等について、県が別途設置する「令和8年度奈良県観光地域づくりマーケティング業務受託事業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)」において、次に示す審査基準に基づきプレゼンテーション審査を行い、選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の総得点とする。総得点が満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した提案者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約候補者として選定する。
なお、提案者が1者の場合は、各委員による合計点が満点の6割以上で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を契約候補者として選定する。

【審査基準】

ア) 業務遂行能力 (評価全体の 10%)

■業務理解度

(評価全体の 5%)

- ・本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。

■実施体制・スケジュール

(評価全体の 5%)

- ・プロジェクト責任者及び主要メンバーの役割分担・専門性・経験が、各業務（エリアマーケティング、メディアマーケティング、KPI モニタリング）に適合しているか。
- ・委託期間内に実現できるスケジュール・リソースの範囲に収まっているか。

イ) 企画提案内容 (評価全体の 80%)

■山の辺の道及び周辺地域におけるエリアマーケティングの提案内容

(評価全体の 15%)

- ・ルート及びエリア情報の調査・追加と Web 改修の方針が明確か。
- ・セルフガイドツアーとして活用しやすい情報設計が提案されているか。
- ・モデルコース及びモデル旅程、トラベルムービーの企画がターゲットや想定市場に即しているか。

■国道 309 号沿線及び周辺地域におけるエリアマーケティングの提案内容

(評価全体の 20%)

- ・地域資源の調査・整理・編集の手法が具体的で、歴史文化、自然、食、精神性等を統合したエリアブランディングにつながる内容となっているか。
- ・試行的取組（テストマーケティング等）の設計が実行可能であり、商品化につながる工夫があるか。
- ・流入流出経路を踏まえた移動・滞在ルートの企画が合理的か。

■国道 168 号沿線及び周辺地域におけるエリアマーケティングの提案内容

(評価全体の 20%)

- ・地域資源の調査・整理・編集の手法が具体的で、歴史文化、自然、食、精神性等を統合したエリアブランディングにつながる内容となっているか。
- ・試行的取組（テストマーケティング等）の設計が実行可能であり、商品化につながる工夫があるか。
- ・周辺観光地との接続を踏まえた移動・滞在ルートの企画が合理的か。

■メディアマーケティングの提案内容

(評価全体の 15%)

- ・国内外のメディアリレーション戦略が具体的であり、ターゲットメディアの選定方針（特に英仏米豪のいずれかを含む国外メディア）が妥当か。
- ・AI 検索環境等を踏まえたデジタル記事制作・掲載・取材誘致の方針が示されているか。
- ・3 エリア内観光地のメディア露出状況調査について、調査方法・分析手法が具体的か。

■KPI モニタリングの提案内容

(評価全体の 10%)

- ・定量指標と定性評価を組み合わせた評価枠組みになっているか。
- ・データ収集・分析・評価の方法（アクセス解析、アンケート、ヒアリング、媒体レポート等）が具体的で、実施可能性が高いか。
- ・ダッシュボードまたは定型レポートのイメージが示されており、県及び地域関係者が継続的に活用しやすい仕組みとなっているか。

ウ) 経費見積 (評価全体の 10%)

- ・経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。
- ② 提出のあった企画提案書等について、プレゼンテーション審査及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容とし、追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。
なお、天災またはやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合は、失格とする。
- ③ プレゼンテーション審査及び質疑応答を実施する場合は、令和8年7月24日（金）頃を予定している。実施方法や時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。
※事業者の出席人数は3人以内とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した事業者（共同事業者の場合は代表企業）に対して書面で通知する。

6 契約の締結

- ① 上記5により選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は選定を取り消すことがある。
- ② 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- ③ 契約に当たって、その他の事項については、地方自治法や奈良県会計規則をはじめとする諸規程に従うものとする。
- ④ 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、契約候補者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった提案者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった提案者の企画提案書の審査における総得点が、満点の6割以上であった場合に限る。
- ⑤ 本契約は電子契約を可能とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を4（4）に定める参加申込書の提出とあわせて原則電子メール（やむを得ない場合持参・郵送可）で提出すること。
- ⑥ 契約の締結に当たっては、原則として県が指定する標準契約書を使用すること。

7 契約の不締結

本委託契約の契約候補者の選定後、契約の締結までに、契約候補者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、県が契約候補者に対して下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約候補者がこれに従わなかったとき。
- ⑧ 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

8 契約の解除

契約締結後であっても、本委託契約の相手方が7①から⑧のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除し受託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、当該契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

9 その他

- ① 本業務の成果等は県に属する。
- ② 参加申込等、企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- ③ 企画提案書は、提案者に無断で使用することはない。
- ④ 企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月30日奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。
- ⑤ 企画提案書等は、審査作業に必要な範囲内で複製を行う場合がある。
- ⑥ 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ⑦ 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- ⑧ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ⑨ その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びにその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

【参 考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和8年6月23日（火）	公告
令和8年7月 6日（月）午後5時	質問受付〆切
令和8年7月 6日（月）午後5時	参加申込書提出期限
令和8年7月17日（金）正午	企画提案書提出期限
令和8年7月24日（金）頃	選定審査会の開催（予定）